平成２１年（フ）第１９８号
広島県呉市押込１丁目３番８号
債務者　山本　　望
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第３１５号
山口県下関市丸山町２丁目６番13号　鈴木ビル301号
債務者　西島　淳公
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第７５６号
高知市鴨部１丁目11番１―620号
債務者　徳弘美佐子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３２２号
宮崎県宮崎郡清武町大字今泉丙2625番地３
債務者　加藤　節子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１１５号
岩手県北上市上江釣子６地割110番地２
債務者　瀬川東洋美
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第２２２号
富山市上袋80番地１　コーポ花水木・水棟108号
債務者　白井　　武
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２９号
富山県滑川市上小泉75―１　ラスル行田206号室、住民票上の住所富山県滑川市柴62番地３
債務者　水野　　毅
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３３号
富山市向新庄町１丁目17番20号、前住所富山市中島１丁目８番８―201号　ソフトハイム
債務者　岩村　剛之
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９２号
愛知県田原市加治町中恩中79番地２　セザンヌ加治216号室、旧住所福井県越前市国兼町第４号27番地の３　サンスイ機工株式会社第２国兼寮301
債務者　宮崎　秀昭
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５２５号
栃木県宇都宮市峰３丁目32―17　エルディム直井Ａ棟101号室、住民票上の住所茨城県土浦市西根南３丁目４番６号サンシティ南つくばＣ―201
債務者　澤邉　和里
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５９０号
栃木県鹿沼市西茂呂４丁目41番地８　ラフォーレヴェール203号室
債務者　澤口喜七郎
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５９２号
栃木県足利市堀込町2947番地１　堀込団地３―33
債務者　山田　里美
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６２３号
栃木県大田原市美原１丁目６番７号　シティハイツ黒川204号
債務者　金井　忠夫
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６２４号
栃木県宇都宮市峰４丁目24番５号　小川荘
債務者　川田　康延
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６２８号
栃木県足利市菅田町16番地
債務者　坂牧建具店こと　坂牧　康造
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６２９号
栃木県足利市菅田町16番地
債務者　坂牧　好枝
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係